

平成 30 年 2 月 1 日

お客さま各位

水戸信用金庫

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、平成 30 年（2018 年）1 月 1 日から施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）を受けて、お客さまにお渡ししております各預金規定「水戸信用金庫規定集」に、「休眠預金等活用法に係る追加規定」を新設いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 新設する預金規定

休眠預金等活用法に係る追加規定

2. 新設する規定内容

- (1) 休眠預金等活用法に係る異動事由
- (2) 休眠預金等活用法に係る最終異動日等
- (3) 休眠預金等代替金に関する取扱い

3. 規定制定日

平成 30 年 2 月 1 日

すでにお取引のあるお客さまにつきましても、休眠預金等活用法の定めにもとづき、制定後の預金規定を適用させていただきますので、ご了承ください。

以上



休眠預金等活用法に係る追加規定

1. 休眠預金等活用法に係る異動事由

(1) 当金庫は、預金等について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

- ① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。)
 - ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)
 - ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(当金庫による公告(休眠預金等活用法第3条第1項)の対象となっている場合に限り。)
- ア 公告の対象となる預金であるかの該当性
- イ 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

(2) 当金庫が行政庁の認可を受けた異動となる事由(休眠預金等活用法第2条第4項第2号)は、次の表の左欄各号に掲げる預金等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由とします。

① 普通預金	<p>ア 預金者等の申出による預金通帳の発行(再発行を含みます)、記帳もしくは繰越</p> <p>イ 預金者等による残高照会(当金庫 ATM での残高照会に限り。)</p> <p>ウ 預金者等からの申出にもとづく次に掲げる契約内容の変更</p> <p style="margin-left: 2em;">(ア) 一般口座と決済用口座の変更</p> <p style="margin-left: 2em;">(イ) 一般口座と総合口座の変更</p> <p style="margin-left: 2em;">(ウ) 当金庫 ATM によるキャッシュカードの暗証番号変更およびその再発行</p> <p>エ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、当該他の預金等に係る異動事由が生じたこと</p>
② 貯蓄預金	<p>ア 預金者等の申出による預金通帳の発行(再発行を含みます)、記帳もしくは繰越</p> <p>イ 預金者等による残高照会(当金庫 ATM での残高照会に限り。)</p> <p>ウ 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更(当金庫 ATM によるキャッシュカードの暗証番号変更およびその再発行に限り。)</p>
③ 納税準備預金	<p>預金者等の申出による預金通帳の発行(再発行を含みます)、記帳もしくは繰越</p>
④ 自由金利型定期預金 (大口定期預金)	<p>ア 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行(再発行を含みます)、記帳(記帳する取引がない場合を除きます)もしくは繰越</p> <p>イ 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更(発行様式変更(通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更)に限り。)</p>
⑤ 自由金利型定期預金 (M型)	<p>ア 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行(再発行を含みます)、記帳(記帳する取引がない場合を除きます)もしくは繰越</p>

(スーパー定期)	イ 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更(発行様式変更(通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更)に限ります)
⑥ 変動金利型定期預金	ア 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行(再発行を含みます)、記帳(記帳する取引がない場合を除きます)もしくは繰越 イ 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更(発行様式変更(通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更)に限ります)
⑦ 自動継続 期日指定定期預金	ア 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行(再発行を含みます)、記帳(記帳する取引がない場合を除きます)もしくは繰越 イ 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更(発行様式変更(通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更)、総合口座への組入・組入の解除に限ります) ウ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、当該他の預金等に係る異動事由が生じたこと
⑧ 自動継続 自由金利型定期預金 (大口定期預金)	ア 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行(再発行を含みます)、記帳(記帳する取引がない場合を除きます)もしくは繰越 イ 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更(発行様式変更(通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更)、総合口座への組入・組入の解除に限ります) ウ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、当該他の預金等に係る異動事由が生じたこと
⑨ 自動継続 自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	ア 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行(再発行を含みます)、記帳(記帳する取引がない場合を除きます)もしくは繰越 イ 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更(発行様式変更(通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更)、総合口座への組入・組入の解除に限ります) ウ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、当該他の預金等に係る異動事由が生じたこと
⑩ 自動継続 変動金利型定期預金	ア 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行(再発行を含みます)、記帳(記帳する取引がない場合を除きます)もしくは繰越 イ 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更(発行様式変更(通帳式から証書式、または証書式から通帳式への変更)、総合口座への組入・組入の解除に限ります) ウ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、当該他の預金等に係る異動事由が生じたこと
⑪ 定期積金	ア 預金者等の申出による預金通帳の発行(再発行を含みます)、記帳(記帳する取引がない場合を除きます)もしくは繰越 イ 預金者等からの申出にもとづく契約内容の変更(総合口座への組入・組入の解除に限ります) ウ 総合口座取引規定にもとづく他の預金等について、当該他の預金等に係る異動事由が生じたこと

⑫ 積立式定期預金	預金者等の申出による預金通帳の発行（再発行を含みます）、記帳(記帳する取引がない場合を除きます) もしくは繰越
-----------	---

2. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

- ① 前条に掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して公告に先立ち、預金等の種別、口座番号および額その他の当該預金等特定するに足りる事項として定められた事項の通知（休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知）を発した日
ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合に限り（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます）。
- ④ この預金が一般預金等もしくは決済用預金（休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等）に該当することとなった日

(2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいい、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 預入期間等期間の定めがあること
当該期間の末日（自動継続扱いの預金等にあつては、最初に当該預金等に係る預入れまたは受入れが行われた日の属する期間の末日）
- ② 自動継続扱いの預金等について、前号の預入期間等経過後に、異動事由もしくは前項第3号による通知の到達があったこと
異動日もしくは通知発送日の属する期間の末日
- ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと
他の預金に係る最終異動日等

3. 休眠預金等代替金に関する取扱い

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、預金保険機構に対して申出および支払の請求（休眠預金等活用法第 7 条第 2 項）をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
- ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
- ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② この預金について、前項第 2 号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じること
- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上